

新百合山手都市景観形成地区にお住まいの皆様へ

都市景観形成地区に指定されていることをご存じですか？

新百合山手地区の戸建て住宅にお住まいの方・集合住宅のオーナー様向けに、お届けさせていただいてます。

築10年を超え、そろそろお家の修繕を考えてる方も多いと思いますが、新築の場合、建築確認の際に景観の届出が業者の方がされる流れになっていますが、その後の修繕をされる時にも景観の届出をすることで、街並みが維持されていますので、皆様ご協力お願いいたします。

「新百合山手地区」とは、元万福寺土地区画整理事業区域で、川崎市が都市景観形成地区に指定しており「新百合丘駅周辺地区」に隣接した地区となっています。

平成17年12月に川崎市から発行されているパンフレット（景観形成方針・基準）の一部をとりあげてご紹介させていただきます。

◆届出が必要となる行為（一部抜粋）

- ・建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観に係わる修繕もしくは模様替えまたは外観の色彩変更
 - ・広告物の表示もしくは広告物を掲出する工作物の設置または広告物もしくは広告物を掲出する工作物の変更もしくは改造
 - ・舗装、植栽その他土地の整備
- （行為に係わる部分の面積が10㎡以下のものは除く）

建築業者の方へ、届出確認をお伝えください！



住宅の増改築・修繕について

- ①住宅の増改築工事・修繕工事をする場合・・・色には細かい指定があるので、確認が必要です。その他にも景観形成基準が定められておりますので、詳しくは、パンフレットをご覧ください。

（注）壁や屋根の色彩を変更

以前と同じ色味で改修される場合でも、基準をみだしているか確認する為にも届出が必要です。

外観とは、外から見えるもの全て屋根も含まれます。

建築業者の方へ、届出確認をお伝えください！

原色使用はNG→

街なみ・緑・街路などと調和する、落ち着いた色彩を取り入れる



業者の方へ改修工事内容とセットで、景観形成基準の確認及び届出にご協力をお願いします。

わからない事等、気軽にお問合せください。
川崎市まちづくり局計画部
景観・地区まちづくり支援担当
☎044-200-3022



オンライン申請もできるようになりました



新百合山手都市景観形成地区パンフレット掲載
<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018416.html>

2023年6月作成